

職場用

札幌地区ユニオン 組合員ニュース

組合員用

2008年8月19日発 第50号 発行責任者 山本 功 011-210-1200 Fax011-210-6677

8月18日 日中ダイト審問開始

(株)大仁の雇用責任明白! 「解雇発令」を明言!

8月18日13時30分より北海道労働委員会で「大仁不当労働行為事件」の第1回審問が開催されました。組合からは3名の証人が出廷し(株)大仁及び大仁グループ全体の運営、雇用労働条件は四元社主が全権を掌握し、(株)大仁に組合員の雇用責任はあると主張しました。当初、組合員は全て別会社の社員で(株)大仁とは無関係としていた四元社主は一転し、反対尋問の中で、自らの「解雇発令」を明言しました。



現在も営業する(株)大仁

組合は、(株)大仁 = 四元社主に組合員の雇用責任はあるとし、その上で、組合結成を理由とした会社解散・解雇は違法であると主張しています。また、組合員の解雇を速やかに撤回して、解雇日以降の賃金の支払も求めています。

対して会社はこれまで5回の調査の中で殆ど主張をせず、答弁書と準備書面をA4用紙に各一枚作成したのみです。答弁書では、別会社・法人であることを理由に雇用責任は無いと主張しましたが、準備書面では、解雇発令と解雇予告手当の支払済みを主張しました。18日の審問・反対尋問では、組合申立書を取り出し、記載通りの解雇発令を認めました。雇用責任を認め今後どのような主張をするかは、次回9月19日(金)の第2回審問で明らかになるようです。多くの労働者の傍聴で発言内容を確認しよう!

7/29 (株)大仁 民事再生法適用を申請

「申立をしないと混乱を招く」「自主再建をめざす」会社方針

(株)大仁他関連2社は7月29日に札幌地裁に民事再生法適用を申請し、同日保全命令を受けました。申請に至る理由に、近年の降雪量減少と燃料価格高騰を原因とする需要低迷による業績不振を挙げ、財務状況も債務超過状態にあるためとしています(7月28日時点の資産は約1億7千万弱で債務が約8億9千万強)。会社の再生計画では事業規模縮小等による「自主再建」をすとし、債権者の理解を得ることは困難と思うが、申立をしない方がより困難を招くとしています。組合は、組合員の労務債・雇用も含め一切が再生計画から除外されているため、監督委員宛に意見書提出をすすめています。内容は別途報告します。

**大仁不当労働行為事件
第2回審問のご案内**

日時：9月19日(金) 13時30分～
場所：北海道労働委員会 審問室
札幌市中央区北3条西6丁目
北海道庁別館

内容：証人尋問 会社側
証人(社主 四元善博)